

第13回入善町農業委員会議事録

令和3年8月4日午後1時30分から第13回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名 欠員 1名

出席委員 16名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎	13番 永山 美和
14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	18番 長原 均

欠席委員 1名

6番 上田 幸嗣

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 係 長	腰 本 幸 代
入善町農業委員会 主 事	上 原 祐 里 奈
入善町農業委員会 主 事	南 茂 和 佳 菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第50号 空き家に付随した農地の指定について
日程第4	議案第51号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦労様です。毎日うだるような暑さとなっていますね。コロナ禍ですが、この先どうなるのか、ワクチン接種したといっても安心できない状況で、大変なことになってきたという感じがしております。本日はこの後、農地パトロールを実施します。議案数も少ないので、パトロールの方を重点的に行いたいと思います。それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第13回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。8番細田委員と9番小林委員に決定

いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長 (鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第50号、空き家に付随した農地の指定についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第50号、「空き家に付随した農地の指定について」、入善町空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱に基づき、次のとおり指定申請があったので、その決定を求めます。

申請者は、石川県金沢市中屋〇〇の〇〇さん、農地の所在地は、入善町下山〇〇、登記地目・現況地目はともに畑、面積は117㎡です。

入善町農業委員会では、今年4月に「入善町空き家に付随した農地の別段の面積取扱要綱」を制定し、農地付き空き家制度の運用を開始したところです。

通常、農地を取得する場合には、取得後の経営面積が50アール以上となる必要がある、いわゆる下限面積要件がありますが、農業委員会が「空き家に付随した農地」として指定した農地については、別段の面積0.1アールが適用され、空き家と農地をセットで取得することが可能になります。

今回の申請は、農地付き空き家制度に関する初めての案件です。

申請地の位置図は、議案書の2ページをご覧ください。空き家の所在地は、下山〇〇で、入善町空き家バンクに登録済みです。

別段の面積の適用を受けるための要件の確認ですが、申請地が、遊休農地となるおそれがあると見込まれること、空き家及び申請地の所有者が同一であること、などから、要件を満たしております。

以上よろしくお願いたします。

議長 (鍋嶋 太郎)

それでは、坪野委員から補足説明をお願いいたします。

坪野委員

事務局の説明のとおりであります。この農地は基盤整備以降、家庭菜園に利用されてきました。町外にいらっしゃるご家族が時々管理しにいらっしゃいますが、高齢化により、この先は管理していくのが難しいという状況です。よって、不動産屋を通じて、どなたか買い入れてくれないかといった話であります。

議長 (鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長 (鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第50号、「空き家に付随した農地の指定について」、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第51号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第51号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和3年8月4日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、2件の申請があります。

2件とも新規設定で、小摺戸地区2件、4筆、15,750㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 51 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

先月にもお話ししました県の農業施策に関する政策提案ですが、皆様からいただいた意見をもとに修正したものをお配りしておりますので、内容についてご確認ください。問題がなければ、この案を提出する予定です。そして、本日はこの後、お配りした資料に沿って合同の農地パトロールを実施します。バスを用意しておりますので、ご都合のつく方はご参加をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第13回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、9月2日木曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後1時55分)